

多治見市の環境・廃棄物

令和7年度版

(令和6年度実績)



多治見市環境キャラクター
地球を「まもる」くん

多治見市環境文化部環境課

目 次

＜はじめに＞	1
本市における廃棄物行政の変遷	2
1 家庭ごみの区分（2 3 分別+ 1 区分）	4
2 ごみ処理のながれ	5
3 ごみ処理量の推移	6
4 ごみの資源化状況	7
（1）市の回収による資源化	7
①リサイクルステーションでの資源収集	7
②持込みによる資源収集	7
（2）市による回収前の資源化	8
①資源集団回収	8
②家庭での生ごみ処理状況	8
5 家庭ごみの収集	9
（1）収集システム	9
（2）家庭ごみの状況	10
6 事業系ごみの状況	11
7 不法投棄対策	11
8 資源の売払い	12
9 廃棄物処理に掛かる経費	13
10 廃棄物処理施設	14
（1）三の倉センター（中間処理施設）	14
（2）大畑センター（最終処分施設）	15
（3）笠原クリーンセンター（最終処分施設）	17
（4）堆肥化センター（中間処理施設）	18
11 し尿処理施設（月見センター）	20
12 廃棄物処理施設における環境測定状況	22
（1）三の倉センター	22
（2）大畑センター	23
（3）笠原クリーンセンター	24
13 ごみ減量化の取り組み	27

<はじめに>

本市では、昭和 58 年から缶・金属類、ビン類の分別収集を開始し、平成 3 年 4 月から古紙と古着類の資源集団回収（奨励金制度）を実施してきました。また、平成 9 年 1 月から有料指定ごみ袋制及び粗大ごみシール制を導入しました。

こうした中でも、本市のごみ処理施設の状況は、埋立処分場を他都市や民間施設に依存し、早急な対応が課題となっていました。平成 10 年度、環境庁（現：環境省）のモデル都市として「循環型社会システム構想」を策定し、平成 12 年 4 月から資源ごみの種類を増やし、23 分別による資源収集に変更し、市をあげてごみの減量化に取り組んでいます。平成 15 年に焼却場を資源化率の高い直接熔融型の焼却炉に更新し、平成 18 年には堆肥化センターの運営を開始。平成 22 年 6 月から管理型最終処分場（クローズド型）の運営を開始し、自己完結型の施設群を整備するに至りました。

また、平成 22 年 12 月から家庭用陶磁器リサイクルの導入試験として拠点回収、平成 24 年度から「23 分別＋1 区分」として陶磁器食器のリサイクルステーションでの収集を開始しました。平成 23 年度においては、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」の制定・施行に先駆け、国のモデル事業として、小型家電の分別リサイクルに取り組むとともに、スーパーや食品製造業者と連携して取り組む、国の食品リサイクルモデル事業に参画しました。さらなる食品ロスの削減を目指し、エコクッキング講座の開催や令和元年度から岐阜県が始めた「ぎふ食べきり運動」も行っています。協力店への登録を市内店舗に依頼するなど、食品ロスの取り組みも行っています。

今後も、市民と事業者と行政の 3 者で協力し、循環型社会の実現に取り組んでいきます。

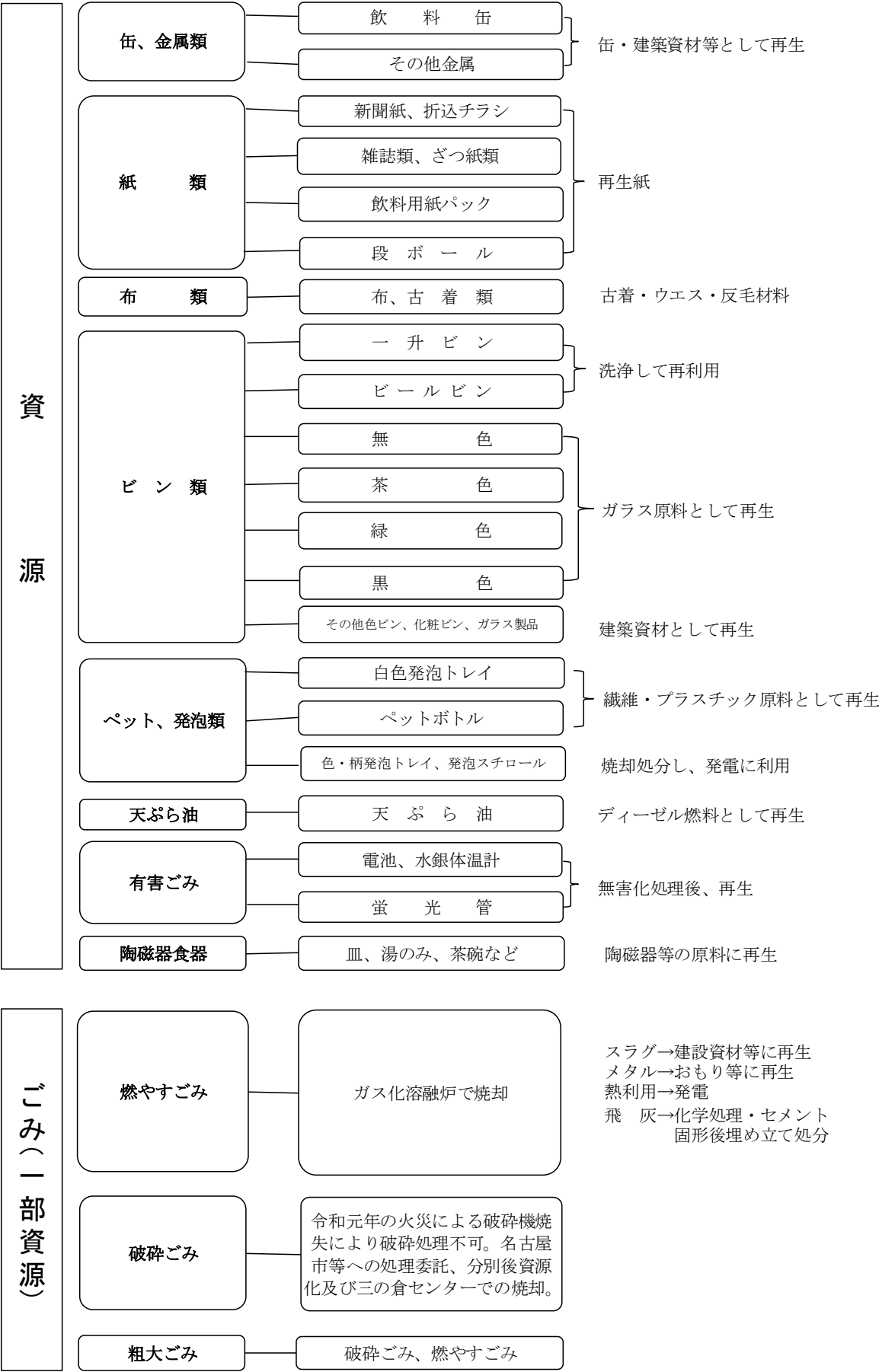
本書は、本市の基本計画である「第 3 次一般廃棄物処理（ごみ処理）基本計画」（平成 29 年度～令和 8 年度）と、その実施計画である「令和 6 年度多治見市一般廃棄物処理実施計画」の実績報告書として作成したものです。

本市における廃棄物行政の変遷

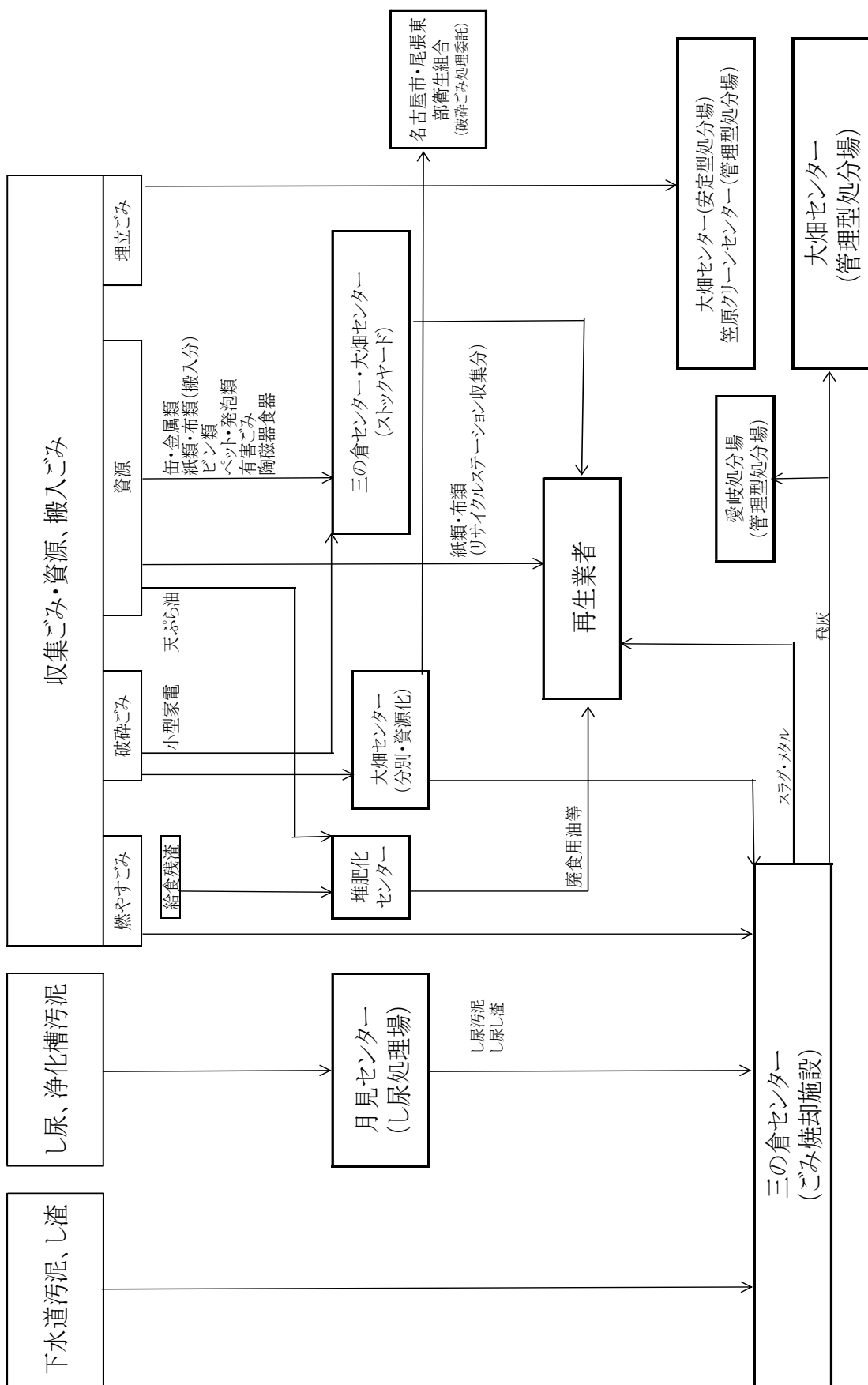
昭和24年	市街地のじん芥収集開始(申込制、有料)
27年	じん芥焼却場 脇之島に完成(日量500貫(1,875kg) 現平和町4丁目地内)
32年	じん芥焼却場 7.5t炉完成(現月見町地内)
40年	じん芥焼却場 富士見町地内に完成(10t／日×2炉)
42年	不燃物類収集開始(処分地 富士見町)
46年	じん芥焼却場 富士見町地内に完成(50t炉に更新)
47年	4月から事業所有料、一般家庭無料化。大畑センター(不燃物処理場)を開設。富士見町処分場閉鎖。7月から市指定ポリエチレン製ごみ袋導入(強制力は無し)
48年	大畑センターに不燃物圧縮処理施設建設(東濃三市一町広域施設)
57年	じん芥焼却場 三の倉センター完成(50t／16h×2炉) 大畑センターにビン類の仕分場建設
58年	10月から金属類、ビン類の分別収集開始(危険物を含め6分別収集体制)
60年	生ごみ堆肥化促進(コンポスト容器)助成制度開始(60～63年度 952件)
平成 2年	併せ産廃の搬入許可を年間50トン未満の排出業者に限定
3年	4月から古紙、古着の資源集団回収助成制度開始
4年	生ごみ堆肥化促進助成制度拡充(補助率の引き上げ) 12月からごみ減量等推進協議会発足
5年	4月多治見市廃棄物減量等推進審議会設置。12月からボカシの市取り次ぎ開始
6年	大畑センターで生ビン回収開始
7年	大畑センターで、冷蔵庫、エアコンからフロンガス回収開始(12年度まで)
9年	1月から指定ごみ袋制及び粗大ごみシール制を導入(家庭ごみ有料化の開始)
10年	電気式生ごみ処理機の補助制度を導入、ごみ減量協力店制度開始 環境庁委託事業で「循環型社会システム構想」策定
11年	7月から市内各地でモデル事業として、家庭ごみの23分別による収集を開始 次期最終処分場計画、地元住民との対立で白紙撤回
12年	4月から市内全域で家庭ごみの23分別による収集を開始 8月から三の倉新焼却場・リサイクルプラザ建設工事着工 次期処分場候補地選定を完全公開、第三者機関により開始
14年	4月から一般廃棄物埋立税条例を施行(平成19年4月失効)
15年	三の倉センターにコークスベッド式直接熔融炉完成 分別方法一部変更 埋立ごみの収集を廃止し破碎ごみの収集開始 次期最終処分場候補地を一本化、地元との協議を進める
16年	廃棄物処理手数料の値上げについて廃棄物減量等推進審議会に諮問
17年	7月から廃棄物処理手数料値上げ(収集に掛る経費の1/4から収集・運搬・処理に掛る経費の3/1程度)
18年	1月に笠原町と合併。7月から旧笠原町地域23分別収集開始 4月から多治見市堆肥化センターを本格稼働
20年	4月から食品リサイクルモデル事業を実施(生ごみ堆肥化)
21年	3月から大畑センター不燃性圧縮処理機の稼働を停止 4月から笠原クリーンセンター焼却停止
22年	3月大畑センター管理型処分場完成。6月から焼却飛灰受入開始 12月から家庭用陶磁器リサイクルの導入試験として、拠点回収を実施 3月食品リサイクルモデル事業を終了。拠点回収による堆肥化継続
23年	4月から笠原クリーンセンターの可燃ごみ受入中止(休日受入のみ) 7月から小型家電リサイクルモデル事業を実施
24年	4月から陶磁器食器の収集(23分別+1区分)を開始
27年	4月から笠原クリーンセンターの可燃ごみ休日受入を中止
28年	「循環型社会システム構想」事業終了 4月から笠原クリーンセンターの受入休止
29年	4月から廃棄物処理手数料値上げ(消費税率増分)
令和 元年	8月三の倉センター破碎処理施設で火災(設備が焼失) 10月から廃棄物処理手数料値上げ(消費税率増分)
2年	4月から破碎ごみの一部を名古屋市の施設で委託契約により破碎処理
3年	4月から高齢者世帯からの粗大ごみ戸別収集を開始 4月多治見市、瑞浪市及び土岐市との間で「一般廃棄物処理に掛る相互支援協定」を締結

4年	4月からスプリングマットレスにごみ処理手数料設定
令和 6年	5月「多治見市、瑞浪市及び土岐市における」ごみ焼却施設等の整備及び管理運営の 広域化に関する協定書」を締結
7年	1 月多治見市、春日井市との間で「ごみ処理相互応援に関する協定」を締結

1 家庭ごみの区分（23分別＋1区分）



2 ごみ処理のながれ

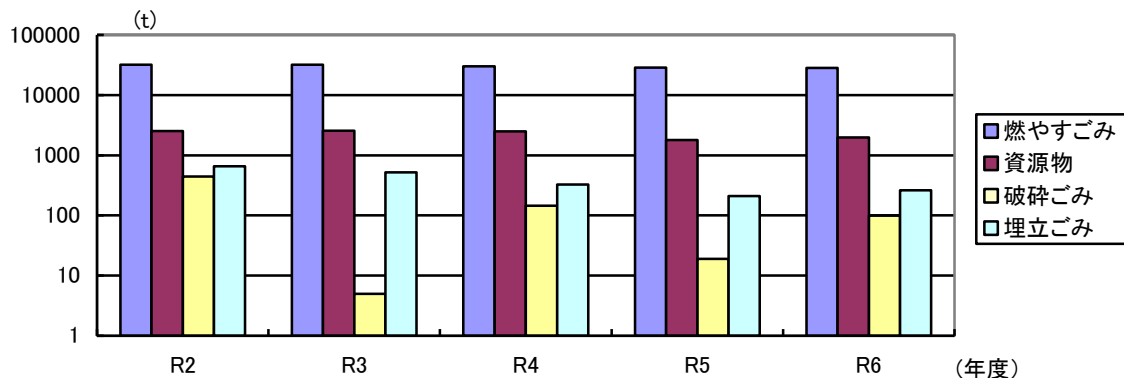


3 ごみ処理量の推移

(単位:t)

項目 \ 年度	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
燃やすごみ計	31,964	31,816	30,159	28,460	28,350
市収集(笠原は委託収集)	18,019	17,588	17,215	16,465	15,981
名古屋市搬入分	—	—	—	—	—
許可業者	8,663	8,774	8,100	7,536	7,568
一般・事業系持込み	5,282	5,454	4,844	4,459	4,801
破碎ごみ計	444	5	146	19	99
市収集	238	169	145	132	125
許可業者	0	8	7	8	7
一般・事業系持込み	225	320	223	164	146
破碎ごみの内の金属類資源化量	△ 0	△ 174	△ 312	△ 7	△ 6
破碎ごみの内の小型家電(搬出量)	△ 19	△ 31	△ 40	△ 33	△ 42
名古屋市等への処理委託+焼却 繰り越し		△ 287	△ 332	△ 324	△ 299
資源物計	2,540	2,547	2,499	1,788	1,982
収集古紙・古着類	1,080	919	835	628	800
持込古紙・古着類	342	353	302	260	264
金属(搬出量)	385	636	403	280	287
破碎処理後の金属類資源化量	0	0	312	7	6
ガラスビン(搬出量)	514	384	427	387	380
ペットボトル(搬出量)	90	92	92	87	98
白トレイ(搬出量)	6	9	8	6	2
色柄トレイ・発泡スチロール(搬出量)	6	14	12	14	14
天ぷら油(搬出量)	42	33	30	30	27
陶磁器食器(搬出量)	56	40	38	39	34
破碎ごみの内の小型家電(搬出量)	19	31	40	33	42
埋立ごみ計	669	521	326	210	261
許可業者	11	13	12	9	6
一般・事業系持込み	658	508	314	201	255
収集有害ごみ(搬出量)	37	12	0	17	27
一般廃棄物合計	35,654	36,480	33,131	30,477	30,880
産業廃棄物	3,097	3,025	3,055	3,387	3,525
三の倉センター	1,882	1,888	1,892	2,046	1,963
大畑センター	1,215	1,137	1,163	1,341	1,562
下水道汚泥	7,638	7,615	7,989	7,706	7,277
し尿汚泥	200	212	190	190	165
下水し渣	81	98	75	93	103

※令和元年から火災により破碎機が使用できなくなっており、令和2年度は「破碎ごみの内の金属類資源化量」が計上できませんでした。令和3年度から破碎ごみの処理方法の変更を反映しています。



4 ごみの資源化状況

(1) 市の回収による資源化

①リサイクルステーションでの資源収集

平成 12 年度から約 480 箇所（現在約 600 箇所）のリサイクルステーションを設け、23 分別による資源収集を始めました。平成 24 年 4 月からは、『陶磁器食器』についても資源として追加し、『23 分別+1 区分』としました。収集は、かご回収方式で行い、委託業者により前日にかご等を配置し、当日収集を行っています。

分別収集によって収集された資源のうち、飲料缶、その他金属、紙類、布類、生きビンは、民間事業者売却しています。ペット・白色発泡トレイは、センターで分別して再生工場に引き渡しています。4 種類に分別された雑ビン類は粉碎し、再利用しています。陶磁器食器は、陶磁器の原料製造工場に搬出しています。有害ごみである電池・水銀体温計と蛍光管も、ドラム缶に詰めて、リサイクル工場に搬出し、資源化を図っています。

リサイクルステーションでの回収は令和 2 年度以降減少傾向にありましたが、令和 6 年度は増加しました。特に紙類・布類の回収量が増加しています。

収集量の推移

(単位:t)

項 目 \ 年 度	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
紙 類	942	803	738	556	708
新聞紙・折込チラシ	384	341	303	223	287
雑誌類・ざつ紙類	360	297	279	209	257
段ボール	187	156	147	116	144
飲料用紙パック	11	9	9	8	20
布 類	139	116	96	72	92
ビン類	358	298	297	322	320
缶・金属類	210	157	144	130	130
飲料缶	54	50	46	41	42
その他金属	156	107	98	88	38
ペット・発泡類	84	101	89	95	92
白色発泡トレイ	8	8	7	6	4
色・柄トレイ、発泡スチロール	1	14	12	14	14
ペットボトル	76	80	70	75	74
天ぷら油	15	11	11	12	9
陶磁器食器	46	27	27	33	29
有害ごみ	23	21	20	19	19
電池・水銀体温計	18	17	17	16	16
蛍光管	5	4	3	3	3
合 計	1,816	1,535	1,421	1,239	1,399

②持込みによる資源収集

三の倉センター及び大畑センターで、平日（月曜日～金曜日）の午前 9 時～正午、午後 1 時～4 時まで資源の持込みを受付けています。なお、毎月第 3 日曜日の午前中も受入れを行っています。また、事業系ごみとして持込まれた廃棄物も、搬入者に分別していただき、資源を回収しています。

(2) 市以外の回収による資源化

①資源集団回収

従来からPTAや子ども会等により、古紙やアルミ缶などの回収は行われていましたが、売却単価の低下から回収意欲が衰えて、ごみとして排出されるようになりました。このため市では、平成3年4月から古紙等を集団で回収する市民団体に奨励金を交付し、回収促進を図ってきました。

令和6年度は前年度と比較し、回収量が減少しました。古紙などの売却単価の上昇があるものの、令和2年度からのコロナ禍での集団回収の自粛等による活動回数の減少等により、集団資源回収による回収量は減少傾向にあります。

資源集団回収量の実績 (単位:t, 千円)

項目 \ 年度	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
集団回収合計	1,184	1,148	1,377	1,312	1,115
段ボール	286	275	333	353	326
新聞	458	435	548	480	373
雑誌	368	368	407	396	352
牛乳パック	8	8	10	10	9
古着等	50	47	61	55	37
アルミ缶	14	15	17	18	17
集団回収奨励金 合計	5,920	5,738	6,886	6,560	5,575

②家庭での生ごみ処理状況

家庭から出る生ごみは堆肥化することにより、ごみ減量化につながることから、昭和60年度にコンポスト容器の助成制度を創設しました。リサイクル意識の高まりに伴い平成4年10月から制度を充実し、さらに平成10年4月からは、電気式生ごみ処理機も補助対象に加え、その普及に努めてきました。

一方、「ボカシ」の取扱いについては、平成5年12月から市による取次ぎ販売を開始し、平成6年12月から専用容器も助成対象としています。平成22年10月からは、ダンボールコンポストについても市による取次販売を開始する等、家庭による生ごみの堆肥化を支援しています。生ごみ減量策や生ごみ堆肥化の普及啓発策として、広報にてごみ減量化を特集し、その中で補助金制度を周知して普及に努めています。令和6年度は前年度と比較し、補助件数が減少しました。補助金額の高い電気式生ごみ処理機の補助件数に大きな変化は無いものの、生ごみ処理容器の補助件数が減少し、補助金額は減少しています。

項目 \ 年度	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
生ごみ処理容器・処理機件数合計	36	39	34	39	28
コンポスト容器	26	13	18	17	7
ボカシ容器					
電気式	10	26	16	22	21
助成額 合計	109	236	149	211	201

5 家庭ごみの収集

(1) 収集システム

本市は平成 18 年 1 月に、旧多治見市と旧笠原町が合併して新多治見市となりました。ごみと資源の収集は、合併前の旧多治見市域は直営方式（燃やすごみ・破碎ごみの収集）と委託方式（資源の収集）で、旧笠原町域は委託方式（燃やすごみ・破碎ごみ・資源の収集）で行っていたため、合併後も従来の方法を引き継いでいます。

令和 5 年度は年間 17,836 t のごみと資源を収集しました。収集回数は原則として、燃やすごみは週 2 回、破碎ごみは月 1 回、資源は月 2 回となっています。

収集システムの概要

排出区分		収集回数	排出方法
缶・金属類	飲料缶	月2回(排出区分により、2回に分けて収集)	リサイクルステーションへ排出 
	その他金属		
紙類	新聞紙、折込チラシ		
	雑誌類、ざつ紙類		
	段ボール		
	飲料用紙パック		
布類	布、古着類		
生きビン	ビールビン		
	一升ビン		
雑ビン	無色		
	茶色		
	緑色		
	黒色		
	その他色ビン、化粧品ビン、ガラス製品		
ペット・発泡類	ペットボトル	3ヵ月に1回	リサイクルステーションへ排出
	白色発泡トレイ		
	色・柄発泡トレイ、発泡スチロール		
天ぷら油	天ぷら油	週2回	指定ごみ袋を使用し、ごみステーションへ排出
有害ごみ	電池、水銀体温計		
	蛍光管		
陶磁器食器	陶磁器食器	月1回	粗大ごみシールを貼って、ごみステーションへ排出
燃やすごみ			
破碎ごみ			
粗大ごみ		品目により燃やすごみ、破碎ごみのいずれかに排出	

(2) 家庭ごみの状況

ごみの排出量は、生活様式の多様化により人口増加率を超える伸びで年々増加していましたが、平成9年1月に導入した指定ごみ袋制により、一定量の減少があり、その後横這い状況となっていました。平成15年度の新焼却場稼動に伴い分別方法を変更し、埋立の区分を廃止しました。従来の埋立ごみは、燃やすごみ、破碎ごみ、資源に分け、分別収集の徹底と新たなごみ減量策の実施を行っています。

1人1日当たりの総排出量は、平成17年度に廃棄物処理手数料（ごみ袋料金等）の見直しもあり、毎年度減少傾向を示しています。

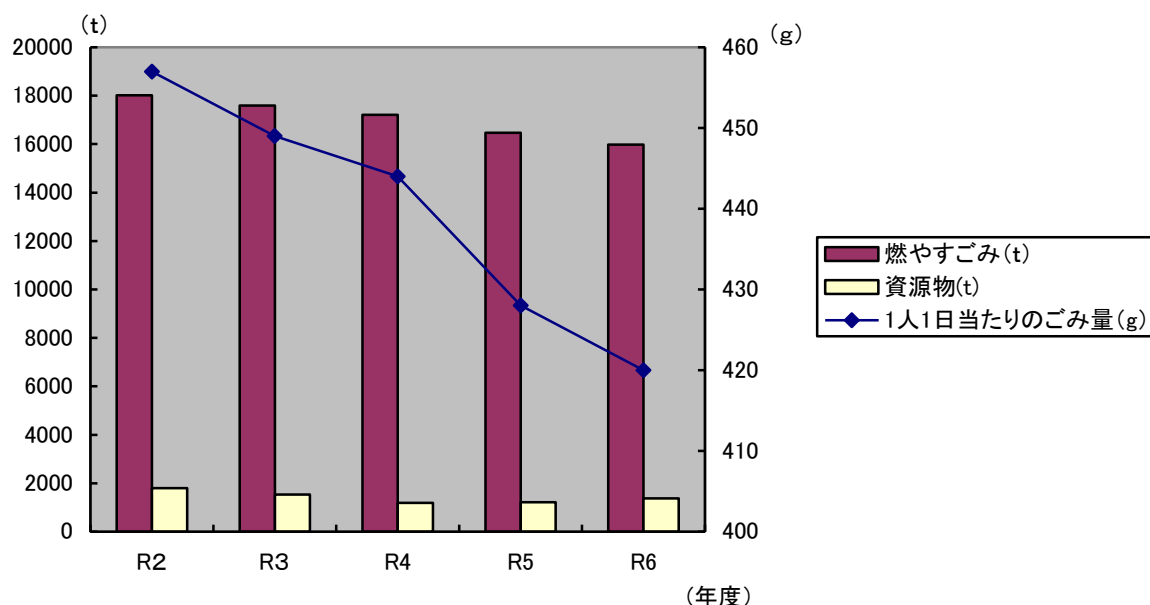
令和6年度（令和6年10月1日現在、人口105,242人）の「燃やすごみの1人1日当たりの排出量」は420gで、前年度と比較して8gの減量となりました。

家庭ごみ収集量

(単位:t, 人)

項目 \ 年度	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
家庭ごみ総収集量	20,073	19,292	18,778	17,836	17,502
1人1日総排出量(g)	501	488	479	459	456
1人1日当たりのごみ量(g)	457	449	444	428	420
人口(10月1日現在)	109,675	108,404	107,308	106,435	105,242
燃やすごみ	18,019	17,588	17,215	16,465	15,981
資源物等	1,816	1,535	1,418	1,238	1,396
破碎ごみ	238	169	145	132	125

家庭ごみ収集量の推移



6 事業系ごみの状況

事業系のごみについては市による収集運搬は行っていない。一般廃棄物収集運搬許可業者と事業者の搬入によって、9,908 t（令和6年度）の一般廃棄物が持込まれています。令和5年度は事業系一般廃棄物の持込量が減少していますが、産業廃棄物の持込量が増加しています。三の倉センターに持ち込まれる事業系ごみ全体としては平成27年度以降微増傾向にあります。この中で、燃やすごみは飲食店及び大規模店舗等の事業所によるものが多く、今後は事業系の搬入ごみの減量化が課題となります。

現在行っている減量化の取り組みとして、食品残さのリサイクルがあります。食品廃棄物の飼料化を行い、年間97 tの廃棄物を再利用しています。また、多治見市の店舗に「ぎふ食べきり運動」協力店の登録依頼を行い、食品ロスへの取り組みの協力をお願いしています。

また、本市の場合は陶磁器やタイル関連産業が地場産業となっている産業構造から、年間搬入量50 tを超えない範囲で、地場産業の支援と廃棄物適正処理の観点から産業廃棄物の併せ処理を行っています。

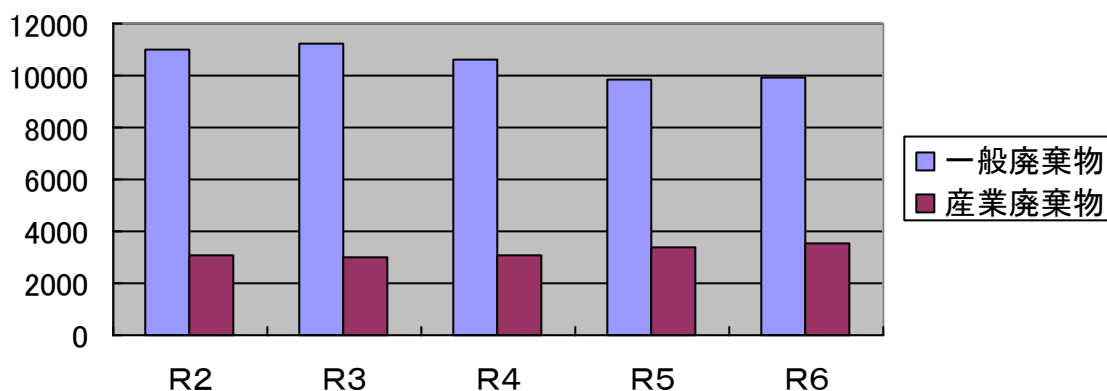
事業系ごみ搬入量

(単位:t)

項目 \ 年度	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
一般廃棄物合計	11,014	11,202	10,592	9,849	9,908
許可業者	8,663	8,774	8,100	7,536	7,568
事業所等	2,352	2,428	2,491	2,314	2,340
産業廃棄物合計	3,097	3,025	3,055	3,387	3,525

事業系ごみ推移

(t)



7 不法投棄対策

本市では、不法投棄をなくすために岐阜県との合同パトロール、委託業者による不法投棄監視・回収業務、不法投棄監視カメラの設置、広報での啓発、看板設置等を行っています。

不法投棄回収量

(単位:t)

項目\年度	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
回収量	7.0	4.4	4.4	4.0	4.3

(委託業者によるパトロール：昼間192日・夜間15日/年)

8 資源の売払い

回収した資源は、リサイクル・再生事業者に引き渡しています。入札により売却していますが、品目によっては無償あるいは逆有償（市が料金を支払って引取りを依頼する）になる品目もあります。リサイクルには経費やエネルギーが必要なため、引続き各家庭における排出量自体の低減を啓発していきます。

令和6年度の状況

品目	売却時期	単価(円/t)	量(t)	売却金額(円)	備考
スチール缶プレス	7月	52,800	10.06	531,168	
	1月	41,800	6.82	285,076	
アルミ缶プレス	7月	289,300	12.86	3,720,398	
	1月	324,500	22.23	7,213,635	
スチールコロ	7月	49,500	11.30	559,350	
	1月	37,950	15.88	602,646	
ステンレス	1月	162,800	1.52	247,456	
スチールばら	7月	46,200	67.65	3,125,430	
	1月	33,550	103.40	3,469,070	
アルミばら	7月	277,750	3.25	902,688	
	1月	297,000	4.30	1,277,100	
銅・真鍮・雑品類	1月	1,039,500	0.52	540,540	
ステンレス系雑品類	1月	88,110	0.75	66,083	
フライパン	7月	216,700	2.35	509,245	
	1月	253,000	3.32	839,960	
自転車	7月	36,300	14.27	518,001	
	1月	39,600	11.19	443,124	
小型家電(高品位)		63,800	7.82	498,916	
小型家電(低品位)		20,680	18.79	388,577	
小型家電(パソコン)		110,000	4.69	515,900	
小型家電(携帯電話)		473,000	0.00	0	
小型家電(電気コード)		377,300	10.56	3,984,288	
一升ビン		3.3円/本	12,340	40,722	
ビールビン		4.4円/本	1,150	5,060	
無色ビン		0	178.17	0	
茶色ビン		0	109.48	0	
黒色ビン		0	10.61	0	
緑色ビン		0	20.70	0	
その他色ビン		21.4円/kg	48.60	-63,949	* 容リ協ルート
ガラス製品		-18700	35.24	-658,988	
ペットボトル		6.5円/kg	97.98	7,470,419	* 容リ協ルート
白色トレイ		62円/kg	2.42	-2,180	* 容リ協ルート
色・柄トレイ、発泡スチロール		0	13.60	0	
新聞紙		7円/kg	325.21	2,276,470	
段ボール		5円/kg	195.26	976,300	
雑誌・ざつ紙		2円/kg	344.83	689,600	
紙パック		3円/kg	9.96	29,880	
古着類		0.5円/kg	151.15	75,575	
小計(紙類・布類)			1,026.41	4,047,825	
陶磁器食器		880	33.86	29,796	
乾電池		-104,500	22.34	-2,334,530	
蛍光管		-121,000	4.64	-561,440	
天ぷら油		96.8円/ℓ	28800	2,787,840	
廃エンジンオイル		5.5円/ℓ	0	0	
グリセリン		0.11円/ℓ	0	0	
メタル	4月	78,100	250.7	19,579,670	
	10月	78,100	258.84	20,215,404	
スラグ		165	2,731.12	450,629	

* 容リ協ルート・・・容器包装リサイクル法に基づき、市が収集している資源を容器包装リサイクル協会へ引き渡し、再生処理業者に売却されるもの

9 廃棄物処理に掛かる経費

令和6年度は、ごみ処理で約1,817,377千円、し尿処理で約68,227千円、合計で約1,885,604千円の費用を要しています。ごみ処理費を令和6年10月1日の人口(105,242人)で割ると、1人当たり17,917円(前年度25,519円)の処理費用がかかっている計算となります。大規模修繕が完了し、令和6年度は燃やすごみの処理量が減少したことから、ごみの処理費用が減少しました。燃料費(コークス)が高騰しているものの、燃焼効率の向上によるハイブリットコークス使用量の抑制に取り組むなど、今後ともごみの減量と資源化を継続するとともに、コークスの契約方法見直しなど経費削減に向けた取り組みをさらに進めていく必要があります。

廃棄物処理経費の推移

(単位：千円)

項目 \ 年度	R 2 (2020)	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)	R 6 (2024)
処理経費合計	1,712,897	1,764,672	2,630,949	2,716,134	1,885,604
ごみ処理費合計	1,627,237	1,691,319	2,558,162	2,649,225	1,817,377
収集運搬	405,387	393,292	415,833	399,741	401,195
中間処理	1,138,561	1,251,911	2,092,589	2,193,190	1,368,521
最終処分	83,289	46,116	49,740	56,294	47,661
し尿処理費合計	85,660	73,353	72,787	66,909	68,227
収集運搬	37,816	36,775	34,770	33,200	30,570
中間処理	45,444	34,056	35,720	31,412	35,686
最終処分	2,400	2,522	2,297	2,297	1,971

ごみ1t当たりの処理経費

(単位：円)

項目 \ 年度	R 2 (2020)	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)	R 6 (2024)
収集運搬費	20,740	21,480	22,340	23,170	23,320
焼却等の処理	30,380	31,130	58,780	63,370	37,750
合計	51,120	52,610	81,120	86,540	61,070

10 廃棄物処理施設

(1) 三の倉センター（中間処理施設）

平成 12 年に着工した三の倉センター新焼却施設建設工事は、平成 15 年 3 月に竣工し、4 月から本格稼動をしました。

この施設はコークスベッド式直接熔融炉という方式を採用し、24 時間連続運転で 1,800 度まで温度を高めることによりダイオキシン対策の水準を飛躍的に高め、国のダイオキシン基準を完全にクリアしています。また、余熱を利用して発電を行い、場内で使用する電力のほとんどを賄っており、平成 25 年度から再生可能エネルギー固定価格買取制度へ移行しました。

併設されているリサイクルプラザ（平成 17 年 3 月竣工）では、複合物から資源を取出すために機械による破碎選別を実施し、資源化量の増加を図っていましたが、令和元年 8 月に発生した火災により破損したため、現在、破碎選別を行っていません。破碎ごみは、手作業により分別した後、三の倉センターで焼却処理するか、名古屋市などに処理委託しています。また、焼却炉から排出されるメタルとスラグは建設資材等として資源化され、最終的に埋立が必要となるのは、焼却飛灰と呼ばれるものだけとなり、重量は元のごみの 6 %程度になります。

ごみ焼却量

項 目 \ 年 度	R 2 (2020)	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)	R 6 (2024)
三の倉センター焼却量 (t)	46,260	46,410	42,575	40,458	37,017
燃やすごみ (t)	38,349	38,345	34,321	32,508	29,473
下水・し尿汚泥 (t)	7,911	7,925	8,254	7,990	7,544
1日当焼却量 (t)	151	146	151	149	148
一基当たりの稼働回数 (日)	305	317	281	276	250
稼働時間 (h)	14,455	14,744	13,527	13,254	11,771
コークス使用量 (t)	3,320	3,162	2,544	2,344	1,980
木材チップ使用量(t)	1,437	1,382	1,416	1,412	1,254
スラグ搬出量 (t)	2,626	2,679	2,523	2,607	2,731
メタル搬出量 (t)	769	851	611	544	509
焼却飛灰搬出量 (t)	2,643	2,598	2,397	2,287	2,153
使用水量 (m ³)	50,147	47,979	41,834	38,886	37,280
使用電力量 (MWh)	11,573	11,606	10,493	10,390	9,667
発電量 (MWh)	14,098	14,489	13,000	12,969	11,873
売電量 (MWh)	2,806	2,866	2,418	2,576	2,212

三の倉センターの概要

所在地	多治見市三の倉町猪場37番地			
敷地面積	40,500㎡			
建築面積	18,195㎡(延床面積)			
建設年度	着工:平成12年8月 竣工:平成15年3月(焼却場) (リサイクルプラザの一部は平成17年3月完成)			
設計・施工	新日本製鐵株式会社			
総事業費	約127億円			
焼却場				
① 処理能力	170t/日(85t/24h×2系列)			
② 処理対象物	一般都市ごみ(130t/日) 下水汚泥(38t/日) し尿汚泥(2t/日)			
③ 炉形式	コークスベッド式直接熔融方式			
・受入れ・供給設備	ピット・アンド・クレーン全自動(ごみピット 910t) 汚泥受入投入装置			
・燃焼設備	コークスベッド式直接熔融炉式(1700℃～1800℃)			
・燃焼ガス冷却設備	廃熱ボイラ式			
・排ガス処理設備	バグフィルター(集じん機)、乾式塩化水素除去装置 ダイオキシン除去装置(活性炭噴霧) NOx除去装置(触媒脱硝装置)			
・排水処理設備	場内循環使用(クローズドシステム)			
・通風設備	平衡通風方式			
・余熱利用設備	発電(余剰分は電力会社へ売電) 発電能力 2050kwh			
・溶融物処理設備	コンベヤバンカ方式			
・飛灰処理設備	薬剤処理バンカ方式			
リサイクルプラザ				
① 処理能力	7t/日 資源化(ペットボトル)施設 1t/日 ビンストックヤード 6t/日			
保有車両	パッカー車	16台	低床トラック	4台
	軽トラック	1台	フォークリフト	3台
	リーチローダー	1台	バックホウ	1台
	ホイールローダー	1台	ポンプ車	1台
	ダンプ車	1台		
	連絡車	2台		

一般家庭からの持込みを次の時間帯で受け付けています。

平日：午前9～正午、午後1時～4時

三の倉センター

毎月第3日曜日：午前9時～正午



（２）大畑センター（最終処分施設）

大畑センター（安定型最終処分場）は昭和 47 年 6 月に開設され、現在は一般廃棄物（燃や
すごみを除く）や産業廃棄物（陶磁器類・ガラス・瓦礫類等）が搬入され、埋立処分をして
います。

平成 22 年 6 月から、三の倉センターから排出される焼却飛灰を専用に処分する管理型処分
場（クローズド型最終処分場）を稼動させました。

また、大畑センターでは、収集してきた資源の一時保管や中間処理をして、回収業者に入
札を行い引渡しています。

一般家庭からの持込みを次の時間帯で受け付けています。

平日：午前 9 時～正午、午後 1 時～ 4 時

毎月第 3 日曜日：午前 9 時～正午

安定型最終処分場



管理型（クローズド型）最終処分場



所在地	多治見市大畑町大洞48番地の35				
開設	安定型:昭和47年6月 管理型:平成22年6月				
敷地面積	114, 771㎡				
埋立面積	安定型81, 888㎡、 管理型4,260㎡				
埋立容量	安定型2, 320, 729㎥、 管理型35,000㎥				
埋立残容量	安定型116,709㎥、 管理型19,912㎥（ともに令和6年度末）				
排水処理	無				
その他の施設	資源ストックヤード410㎡、 資源選別場589㎡ (資源化能力 アルミ缶・スチール缶 0.3t/時)				
保有車両	パワーショベル	3台	散水車	1台	
	パッカー車	3台	ダンプ車	3台	
	軽貨物	4台(うち場内車2台)			
	連絡車	1台	ブルドーザ	1台	
	リーチローダー	1台	ロータリーフォーク	1台	

埋立実績

(単位:t)

項 目 \ 年 度		R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
埋立量合計		3,224	2,959	2,830	2,805	2,881
安定型	一般廃棄物	298	225	325	210	261
	産業廃棄物	1,215	1,060	1,100	1,297	1,524
管理型	焼却飛灰(固形物)	1,711	1,674	1,405	1,298	1,096
参考	愛岐処分場 (三の倉センター焼却飛灰)	953	924	999	989	1,058
合 計		4,177	3,883	3,831	3,794	3,939

(3) 笠原クリーンセンター（最終処分施設）平成28年4月から受入休止

最終処分施設として、一般廃棄物最終処分場（安定型・管理型）を管理しており、現在では災害廃棄物のみを受け入れしています。

また、管理型最終処分場には浸出水処理施設を併設し、放流水の適正な処理を行っています。

安定型最終処分場



管理型最終処分場



笠原クリーンセンターの概要 平成 28 年 4 月から受入休止

所在地	多治見市笠原町4022番地の7
開設	安定型:昭和47年6月、管理型:平成7年4月
敷地面積	103,207㎡
埋立面積	安定型85,535㎡、管理型6,100㎡
埋立容量	安定型1,451,795㎥、管理型30,000㎥
残余容量	安定型106,925㎥、管理型29,311㎥（ともに令和6年度末）
埋立方法	安定型:山間埋立 サンドイッチ方式 管理型:準好気性埋立構造 サンドイッチ方式
その他の施設	管理型:浸出水処理施設 日処理量 25㎥
保有車両	パワーショベル 1台 ミニバックホウ 1台

埋立実績 (単位:t)

項 目 \ 年 度	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
埋立量合計	52	96	194	57	164
安定型 一般廃棄物					
産業廃棄物					
管理型	52	96	194	57	164

(4) 堆肥化センター（中間処理施設）

循環型社会システム構想に基づき「脱焼却・脱埋立」に向けた各種の取り組みを行っています。その取り組みの中でも、生ごみの資源化が大きな課題の 1 つであると位置付けています。

生ごみ資源化を具体化する目的で、平成 18 年 4 月に堆肥化センターを本格稼働しました。

堆肥化センターには 2 つの機能があり、1 つには生ごみから堆肥を製造する機能、もう 1 つには天ぷら油から B D F（バイオディーゼル燃料）を製造する機能です。

いずれも市内の学校給食やモデル地区等から排出される食品残さや資源収集に排出される天ぷら油を利用して堆肥や B D F を製造しており、運営は地元で設立された法人に委託しています。

生産された堆肥は、地元が受け皿となり利活用の調整や農業者の利用促進を図っており、B D F は清掃関係車両の一部の燃料として利用しています。

堆肥化センター



堆肥化センターの概要

所在地	多治見市三の倉町猪場37番地
敷地面積 総事業費	1,400㎡ 約0.85億円
施設概要	① 堆肥化プラント 堆肥舎(鉄骨造平屋 243㎡) 堆肥化プラント(高速1次発酵機1基・自動投入機1基) 堆肥熟成槽・事務所・合併浄化槽・保管庫
処理能力	② BDFプラント BDF製造棟(鉄骨造平屋 50㎡) BDF製造装置・給油装置
処理方式	① 堆肥化プラント 最大処理能力 1,000kg/日
処理対象物	② BDFプラント 100ℓ/日
	① 堆肥化プラント 一次高速発酵処理(好気性高熱菌による高速発酵)＋二次発酵処理
	② BDF製造施設 メチルエステル化法
	① 堆肥化プラント 一般食品残さ
	② BDFプラント 植物性廃食油

堆肥排出量及びB D F 製造量

項目\年度	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
堆肥化プラント					
搬入量(kg)	90,489	98,623	94,450	88,250	83,643
搬出量(kg)	34,168	29,776	37,745	43,782	31,311
BDF製造施設					
搬入量(ℓ)	41,995	38,660	33,200	33,675	30,535
製造量ℓ)	2,139	965	829	558	744
搬入量(kg)	37,796	34,794	29,880	30,307	27,482
製造量 kg)	1,925	869	746	502	670

※てんぷら油は必要量の BDF 製造を行うほかに資源として売却も行います。(P.12)

※B D F 使用車両が減少しており製造量も減少しています。

11 し尿処理施設（月見センター）

し尿処理プラントは、昭和 35 年に 27kℓ /日の施設を建設し、また、昭和 40 年に 36kℓ /日を増設、さらに昭和 46, 47 年に、当初 27kℓ /日の施設を増改築して 51kℓ /日の施設としてきました。しかし、施設の老朽化等による機能低下と浄化槽汚泥処理が増加したため、61kℓ /日の月見センターを新設、平成 2 年 3 月から稼働しています。

処理水は池田下水処理場で再度処理した上で辛沢川へ放流し、前処理し渣や脱水汚泥は三の倉センターで焼却処分しています。

一般家庭からのし尿収集については、昭和 42 年から多治見市衛生公社へ委託をしており、現在では、し尿収集業者は 2 社、浄化槽清掃業者は 3 社に許可をしています。

し尿処理人口は、公共下水道の普及や合併処理浄化槽への切替えにより年々減少しています。

市では、下水道事業認可区域外の河川浄化を促進するため、昭和 63 年度から汲取りトイレや単独処理浄化槽からの切替による合併処理浄化槽の設置に補助金を交付しています。

月見センター



月見センターの概要

所在地	多治見市月見町3丁目73番地の2
敷地面積	7,681㎡
建築面積	905㎡
延床面積	1,750㎡
建設年度	着工:昭和62年10月、 竣工:平成2年3月
総事業費	約15億円
処理対象人口	47,700人
処理能力	61kℓ日(生し尿:40kℓ+浄化槽汚泥:21kℓ)
処理方式	標準脱窒素処理方式(低希釈法)
放流水質	pH:5.8~8.6、 BOD:30mg/ℓ以下、 COD:90mg/ℓ以下、 SS:70mg/ℓ、 T-N:15mg/ℓ以下、 T-P:28mg/ℓ以下、 色度:500度以下

し尿処理の状況

(単位：kℓ)

項目 \ 年度	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
し尿処理量	2,192	2,131	2,017	1,866	1,750
浄化槽汚泥	6,292	6,076	5,916	5,876	5,724
合 計	8,484	8,207	7,933	7,742	7,474
脱水汚泥量 (t)	198	208	190	190	163

し尿処理方式の構成

(総人口は毎年4月1日現在の人口)

(単位：人・世帯)

項目 \ 年度	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
総人口	108,931	107,443	106,740	105,713	104,381
世帯数	47,338	47,164	47,673	47,993	48,140
汲取人口	2,363	2,218	2,083	1,928	1,825
世帯数	1,173	1,123	1,069	1,005	967
公共下水道	97,488	96,440	96,184	95,635	94,736
世帯数	42,117	42,086	42,710	43,130	43,394
浄化槽人口	8,951	8,659	8,473	8,027	7,699
世帯数	4,029	3,893	3,894	3,796	3,718
農業集落排水人口	129	126	128	123	121
世帯数	62	62	63	62	61

合併浄化槽補助の推移

項目/年度	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
補助基数 (基)	2	2	0	1	2
金額 (千円)	664	664	0	332	664

※生活排水処理…下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽

※生活排水非処理…単独処理浄化槽、し尿

※北栄地区は根本地区に含まれる

校区別し尿処理及び生活雑排水処理の状況

校区別	人口	下水化人口 (人)	下水化 人口率	農業集落 排水 (人)	農業集落 排水率	合併処理 浄化槽 (人)	合併処理 浄化槽率	単独浄化 槽(人)	単独処理 浄化槽率	浄化槽計	し尿 処理 (人)	し尿処理	生活排水 処理	生活排水 非処理
養正	7,837	7,485	96%		0%	127	2%	145	2%	3%	80	1%	97%	3%
昭和	7,999	7,867	98%		0%	44	1%	59	1%	1%	29	0%	99%	1%
精華	11,336	11,074	98%		0%	26	0%	194	2%	2%	42	0%	98%	2%
共栄	8,441	7,941	94%		0%	160	2%	228	3%	5%	112	1%	96%	4%
池田	3,947	3,631	92%	121	3%	142	4%	35	1%	4%	18	0%	99%	1%
小泉	12,970	11,984	92%		0%	418	3%	386	3%	6%	182	1%	96%	4%
根本	18,871	17,511	93%		0%	568	3%	606	3%	6%	186	1%	96%	4%
滝呂	8,603	8,402	98%		0%	11	0%	118	1%	1%	72	1%	98%	2%
市之倉	5,590	5,165	92%		0%	45	1%	218	4%	5%	162	3%	93%	7%
南姫	4,332	1,890	44%		0%	1,180	27%	951	22%	49%	311	7%	71%	29%
脇之島	5,632	5,613	100%		0%	19	0%	0	0%	0%	0	0%	100%	0%
笠原	8,823	6,173	70%		0%	385	4%	1,634	19%	23%	631	7%	74%	26%
計	104,381	94,736	91%	121	0%	3,125	3%	4,574	4%	7%	1,825	2%	94%	6%

12 廃棄物処理施設における環境測定状況

三の倉センター、大畑センター、笠原クリーンセンター（平成28年4月から受入休止）においては、周辺環境保全のため排ガス検査や水質検査を定期的に行い監視に努めています。

（1）三の倉センター

ダイオキシン調査

焼却施設

検査日	炉別	排ガス (ng-TEQ/m ³ N)	飛灰 (ng-TEQ/g)	飛灰処理物 (ng-TEQ/g-dry)	スラグ (ng-TEQ/g-dry)	主灰 (ng-TEQ/g)
R2.7.29	1号	0.0019	-	0.64	0.00000078	-
	2号	0.0001				
R3.7.30	1号	0.0002	-	0.75	0.00000003	-
	2号	0.0012				
R4.7.29	1号	0.0006	-	0.24	0.000013	-
	2号	0.0027				
R5.10.11	1号	0.0015	-	0.63	0.0000022	-
	2号	0.00015				
R6.7.23	1号	0.0017	-	0.34	0.00000063	-
	2号	0.0076				

※排ガス基準 80ng-TEQ/g(平成14年11月まで)、5ng-TEQ/g(平成14年12月1月から)

※排ガス(三の倉センター自主基準0.05ng-TEQ/m³N)

周辺土壌

検査日	採取場所	土壌(pg-TEQ/g)
R1.9.30	三の倉センター周辺	1.30
R2.12.8	三の倉センター周辺	1.10
R3.9.29	三の倉センター周辺	17.00
R4.9.28	三の倉センター周辺	0.0091
R5.9.22	三の倉センター周辺	0.0091

※土壌基準暫定ガイドライン 1,000pg-TEQ/g

(2) 大畑センター

ダイオキシン調査

検査日	放流水 (pg-TEQ/ℓ)	地下水 (堰堤下) (pg-TEQ/ℓ)
R2.9.30	0.0054	0.22
R3.9.21	0.0036	0.012
R4.9.27	0.0065	0.035
R5.9.19	0.0027	0.300
R6.9.27	0.0045	0.390

※放流水基準 10pg-TEQ/ℓ、地下水 基準なし

放流水検査結果

放流水検査結果(大畑)

検査項目 \ 年度	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	排水基準※1
pH	7.4	7.3	7.4	7.4	7.4	5.8-8.6
BOD mg/ℓ	2.3	2.2	1.8	1.2	1.2	60以下
COD mg/ℓ	2.1	1.9	2.4	2.0	2.5	90以下
SS mg/ℓ	3.0	3.0	2.0	2.0	2.1	60以下
n-ヘキサン抽出物質 mg/ℓ	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	5以下
フェノール類含有量 mg/ℓ	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	5以下
銅含有量 mg/ℓ	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	3以下
亜鉛含有量 mg/ℓ	0.06	0.06	0.05	0.03	1.03	2以下
溶解性鉄含有量 mg/ℓ	0.12	0.18	0.1	0.09	0.08	10以下
溶解性マンガン含有量 mg/ℓ	0.14	0.09	0.06	0.13	0.13	10以下
クロム含有量 mg/ℓ	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	2以下
大腸菌群数 個/ml	4	0	0	1	0	3000以下
窒素含有量 mg/ℓ	2.8	2.6	2.7	2.4	2.1	120以下
リン含有量 mg/ℓ	0.77	0.021	0.029	0.034	0.028	16以下
カドミウム及びその化合物 mg/ℓ	0.003未満	0.003未満	0.003未満	0.003未満	0.003未満	0.03以下
シアン化合物 mg/ℓ	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	1以下
有機リン化合物 mg/ℓ	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	1以下
鉛及びその化合物 mg/ℓ	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.1以下
六価クロム化合物 mg/ℓ	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.02未満	0.5以下
砒素及びその化合物 mg/ℓ	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.1以下
水銀及びアルキル水銀その他水銀化合物 mg/ℓ	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.005以下
アルキル水銀化合物 mg/ℓ	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと※2
PCB mg/ℓ	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.003以下
トリクロロエチレン mg/ℓ	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.1以下
テトラクロロエチレン mg/ℓ	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.1以下
ジクロロメタン mg/ℓ	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下
四塩化炭素 mg/ℓ	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下
1,2-ジクロロエタン mg/ℓ	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下
1,1-ジクロロエチレン mg/ℓ	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	1以下
シス-1,2-ジクロロエチレン mg/ℓ	0.04未満	0.04未満	0.04未満	0.04未満	0.04未満	0.4以下
1,1,1-トリクロロエタン mg/ℓ	0.3未満	0.3未満	0.3未満	0.3未満	0.3未満	3以下
1,1,2-トリクロロエタン mg/ℓ	0.006未満	0.006未満	0.006未満	0.006未満	0.006未満	0.06以下
1,3-ジクロロプロペン mg/ℓ	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下
チウラム mg/ℓ	0.006未満	0.006未満	0.006未満	0.006未満	0.006未満	0.06以下
シマジン mg/ℓ	0.003未満	0.003未満	0.003未満	0.003未満	0.003未満	0.03以下
チオベンカルブ mg/ℓ	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下
ベンゼン mg/ℓ	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.1以下
セレン及びその化合物 mg/ℓ	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.1以下
ほう素及びその化合物 mg/ℓ	0.9	0.7	0.8	0.8	0.8	50以下
ふっ素及びその化合物 mg/ℓ	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	15以下
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 mg/ℓ	2	2	2	2	2	※3
1,4-ジオキサン mg/ℓ	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.5以下

※1 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令による排水基準(別表第1)

※2 「検出されないこと」とは、同省令第3条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

※3 1ℓにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたものに亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量200mg以下

地下水検査結果

検査項目\採水箇所	採取日(9/27)				環境基準※1
	堰堤下 (観測井1)	上流部 (観測井2)	調整池側 (観測井3)	側面部 (観測井4)	
気温 ℃	32	32	32	32	
水温 ℃	17.4	19.8	19.4	16.2	
カドミウム mg/ℓ	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.003以下
全シアン mg/ℓ	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと※2
鉛 mg/ℓ	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.01以下
六価クロム mg/ℓ	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.05以下
砒素 mg/ℓ	0.005	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.01以下
総水銀 mg/ℓ	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005以下
アルキル水銀 mg/ℓ	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと※2
PCB mg/ℓ	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと※2
ジクロロメタン mg/ℓ	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下
四塩化炭素 mg/ℓ	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下
1,2-ジクロロエタン mg/ℓ	0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満	0.004以下
1,1-ジクロロエチレン mg/ℓ	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.1以下
1,1,1-トリクロロエタン mg/ℓ	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	1以下
1,1,2-トリクロロエタン mg/ℓ	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.006以下
トリクロロエチレン mg/ℓ	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下
テトラクロロエチレン mg/ℓ	0.0005未満	0.0009	0.0005未満	0.0005未満	0.01以下
1,3-ジクロロプロペン mg/ℓ	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下
チウラム mg/ℓ	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.006以下
シマジン mg/ℓ	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.003以下
チオベンカルブ mg/ℓ	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下
ベンゼン mg/ℓ	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下
セレン mg/ℓ	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.01以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 mg/ℓ	0.012未満	0.70	0.012未満	0.012未満	10以下
ふっ素 mg/ℓ	0.1	0.1未満	0.2	0.1未満	0.8以下
ほう素 mg/ℓ	0.02未満	0.03	0.04	0.02未満	1以下
1,4-ジオキサン mg/ℓ	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下
クロロエチレン mg/ℓ	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下
1,2-ジクロロエチレン mg/ℓ	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下
有機りん化合物 mg/ℓ	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	
電気伝導率 mS/m	8.0	5.5	43	2.4	
塩化物イオン mg/ℓ	1.9	2.8	1.3	2.1	

※1 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令による排水基準(別表第2)

※2 「検出されないこと」とは、環境基本法第16条の規定に基づく水質汚濁に係る環境上の条件のうち、地下水の水質汚濁に係る環境基準についての告示(平成9年3月告示第10号)により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

(3) 笠原クリーンセンター 平成28年4月から受入休止

ダイオキシン調査

最終処分施設

検査日	放流水(pg-TEQ/ℓ)	地下水(堰堤下)(pg-TEQ/ℓ)
R2.9.30	0.019	0.018
R3.9.21	0.000066	0.015
R4.9.27	0.074	0.065
R5.9.19	0.000073	0.024
R6.9.27	0.00074	0.078

※放流水基準 10pg-TEQ/ℓ、地下水 基準なし

放流水検査結果

検査項目 \ 年度	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	排水基準※1
pH	8.1	7.9	7.9	8.1	7.3	5.8-8.6
BOD mg/ℓ	1	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	60以下
COD mg/ℓ	1.3	2.0	1.7	1.9	2.6	90以下
SS mg/ℓ	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	60以下
n-ヘキサン抽出物質 mg/ℓ	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	5以下
フェノール類含有量 mg/ℓ	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	5以下
銅含有量 mg/ℓ	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	3以下
亜鉛含有量 mg/ℓ	0.06	0.08	0.08	0.07	0.09	2以下
溶解性鉄含有量 mg/ℓ	0.02未満	0.02未満	0.02	0.02未満	0.02未満	10以下
溶解性マンガン含有量 mg/ℓ	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	10以下
クロム含有量 mg/ℓ	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	2以下
大腸菌群数 個/ml	0	0	14	0	9	3000以下
窒素含有量 mg/ℓ	3.9	2.7	1.8	4.0	5.7	120以下
リン含有量 mg/ℓ	0.054	0.036	0.03	0.058	0.066	16以下
カドミウム及びその化合物 mg/ℓ	0.003未満	0.003未満	0.003未満	0.003未満	0.003未満	0.03以下
シアン化合物 mg/ℓ	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	1以下
有機リン化合物 mg/ℓ	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	1以下
鉛及びその化合物 mg/ℓ	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.1以下
六価クロム化合物 mg/ℓ	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.5以下
砒素及びその化合物 mg/ℓ	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.1以下
水銀及びアルキル水銀その他水銀化合物 mg/ℓ	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.005以下
アルキル水銀化合物 mg/ℓ	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと※2
PCB mg/ℓ	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.003以下
トリクロロエチレン mg/ℓ	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.1以下
テトラクロロエチレン mg/ℓ	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.1以下
ジクロロメタン mg/ℓ	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下
四塩化炭素 mg/ℓ	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下
1,2-ジクロロエタン mg/ℓ	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下
1,1-ジクロロエチレン mg/ℓ	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	1以下
シス-1,2-ジクロロエチレン mg/ℓ	0.04未満	0.04未満	0.04未満	0.04未満	0.04未満	0.4以下
1,1,1-トリクロロエタン mg/ℓ	0.3未満	0.3未満	0.3未満	0.3未満	0.3未満	3以下
1,1,2-トリクロロエタン mg/ℓ	0.006未満	0.006未満	0.006未満	0.006未満	0.006未満	0.06以下
1,3-ジクロロプロペン mg/ℓ	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下
チウラム mg/ℓ	0.006未満	0.006未満	0.006未満	0.006未満	0.006未満	0.06以下
シマジン mg/ℓ	0.003未満	0.003未満	0.003未満	0.003未満	0.003未満	0.03以下
チオベンカルブ mg/ℓ	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下
ベンゼン mg/ℓ	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.1以下
セレン及びその化合物 mg/ℓ	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.1以下
ほう素及びその化合物 mg/ℓ	0.6	0.8	0.7	0.6	1	50以下
ふっ素及びその化合物 mg/ℓ	0.1	0.1	0.2	0.2	0.2	15以下
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 mg/ℓ	3	3	2	3	5	※3
1,4-ジオキサン mg/ℓ	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.5

※1 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令による排水基準(別表第1)

※2 「検出されないこと」とは、同省令第3条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が

当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

※3 1ℓにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたものに亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量200mg以下

地下水検査結果

検査項目 \ 採水箇所		採取日 (9/27、11/7)		環境基準※1
		観測井1	観測井2	
気温	℃	26	26	
水温	℃	20.0	19.2	
カドミウム	mg/ℓ	0.0004	0.0003未満	0.003以下
全シアン	mg/ℓ	不検出	不検出	検出されないこと※2
鉛	mg/ℓ	0.005未満	0.005未満	0.01以下
六価クロム	mg/ℓ	0.01未満	0.01未満	0.05以下
砒素	mg/ℓ	0.005未満	0.005未満	0.01以下
総水銀	mg/ℓ	0.0005未満	0.0005未満	0.0005以下
アルキル水銀	mg/ℓ	不検出	不検出	検出されないこと※2
PCB	mg/ℓ	不検出	不検出	検出されないこと※2
ジクロロメタン	mg/ℓ	0.002未満	0.002未満	0.02以下
四塩化炭素	mg/ℓ	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下
1,2-ジクロロエタン	mg/ℓ	0.0004未満	0.0004未満	0.004以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/ℓ	0.002未満	0.002未満	0.1以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/ℓ	0.0005未満	0.0005未満	1以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/ℓ	0.0006未満	0.0006未満	0.006以下
トリクロロエチレン	mg/ℓ	0.001未満	0.001未満	0.01以下
テトラクロロエチレン	mg/ℓ	0.0005未満	0.0005未満	0.01以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/ℓ	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下
チウラム	mg/ℓ	0.0006未満	0.0006未満	0.006以下
シマジン	mg/ℓ	0.0003未満	0.0003未満	0.003以下
チオベンカルブ	mg/ℓ	0.002未満	0.002未満	0.02以下
ベンゼン	mg/ℓ	0.001未満	0.001未満	0.01以下
セレン	mg/ℓ	0.002未満	0.002未満	0.01以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/ℓ	1.5	0.024	10以下
ふっ素	mg/ℓ	0.1	0.1未満	0.8以下
ほう素	mg/ℓ	0.03	0.02未満	1以下
1,4-ジオキサン	mg/ℓ	0.005未満	0.005未満	0.05以下
クロロエチレン	mg/ℓ	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下
1,2-ジクロロエチレン	mg/ℓ	0.004未満	0.004未満	0.04以下
電気伝導率	mS/m	33	5.2	
塩化物イオン	mg/ℓ	10.0	2.6	
過マンガン酸カリウム消費量	mg/ℓ	1.7	5.4	

※1 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令による排水基準(別表第2)

※2 「検出されないこと」とは、環境基本法第16条の規定に基づく水質汚濁に係る環境上の条件のうち、地下水の水質汚濁に係る環境基準についての告示(平成9年3月告示第10号)により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

13 ごみ減量化の取り組み

令和6年度は、次のようなごみ減量施策について、重点的に取り組みました。

(1) 排出者負担の公平性の確保

三の倉センターで使用する助燃材であるコークス等の燃料や、資材の高騰など急激な物価上昇への対応と、ごみ処理手数料の負担割合に対する応分の負担を求めるため、廃棄物減量等推進審議会における諮問を中心に手数料の見直し作業を進めました。その結果、令和7年4月から家庭用及び事業系ごみ持込み料金の値上げ改定を実施しました。

(2) 家庭ごみ分別収集の更なる促進

転入者の方に、分別収集啓発チラシを配布しました。

冊子「ごみとの付き合い方」 令和4年度改訂版を令和7年度改訂版に改訂し、平成7年3月に配布しました。

(3) 事業者に向けた廃棄物減量の啓発

廃棄物処理承認書交付時に廃棄物減量の啓発チラシを配布しました。

(4) 情報の発信

広報、FMたじみ（ピピ）、ホームページ、エコカレンダー等で、ごみ減量、分別方法の周知のための情報を発信し、ごみ減量を図りました。

(5) 環境フェア・講座の開催

食品ロスを意識した子ども向け料理教室である親子エコクッキングを実施しました。また、環境フェアを通じ、市民のみなさんに楽しみながら環境について考える機会の提供を行いました。市の職員が地域に出向いて市の仕事を説明するおとどけセミナーを実施しました。

名	称	多治見市の環境・廃棄物 令和7年度版（令和6年度実績）
発	行	多治見市
編	集	環境文化部環境課 多治見市日ノ出町 2-15 Tel 0572（22）1580 E-mail: kankyo@city.tajimi.lg.jp 令和7年8月